

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月 6日

香川県知事 殿



提出者

住 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
氏 名 コスモ石油株式会社
代表取締役社長 鈴木 康公
電話番号 0570-783-280

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	コスモ石油株式会社 供給部 坂出物流基地
事業場の所在地	香川県坂出市番の州緑町1-1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製造業
② 事業の規模	製品出荷額 660億円/年
③ 従業員数	5名 (68名:関係会社)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

総括責任者	派出拘束基地 基地長
次段階管理責任者	管理課長
環境管理委員会	廃棄物処理に関する監視 廃棄物の発生源物、再生利用、中間処理、廃正処理の方法、計画的の 廃棄物の管理等の必要な事項を審議する。 委員会長：基地長 副委員長：管理課長 委員：各課課長 機関管理担当課：管理課
現場責任者	廃棄物処理実行の承認 ・物質封入地の「廃棄物処理規則」の実施 ・廃棄物封入地に關する品質要項の決定、実施
技術的管理責任者	廃棄物処理計画の作成 ・技術的管理責任者の指揮と技術部の協同 ・廃棄物処理規則の遵守、技術的管理 ・廃棄物の運搬 ・廃棄物封入地の各種規格 ・医療機器への各種規格 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他、関連する都道府県 ・防石塀、廃油漏れ及び堆積度PCB等の保管及び処理の監督
特別管理産業廃棄物責任者	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃PCB等（特定有害）
排 出 量		763.3 t	0 t
② 計画	(これまでに実施した取組)		
	廃油	① 再資源化可能な処分会社を選定し、処分を依頼した。	
③ 目標	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃PCB等（特定有害）
排 出 量		0 t	5.7 t
④ 今後実施する予定の取組	(今後実施する予定の取組)		
	廃PCB等	① PCB含有塗膜の調査を行った結果、設備の塗膜より低濃度PCBが 検出されたため、塗膜除去および処分を行う。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油・廃PCB等	
	① 廃棄物の分別方法、種類を教育し、また現場での表示により 分別の強化を図っている ② 管理課で定期的に分別状況を確認し、指導に努めている。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油・廃PCB等	
	① 廃棄物の分別方法、種類を教育し、また現場での表示により分別 の強化を図っている ② 管理課で定期的に分別状況を確認し、指導に努めている。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃PCB等（特定有害）
① 現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃PCB等（特定有害）
② 計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃PCB等（特定有害）
① 現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃PCB等（特定有害）
② 計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃PCB等（特定有害）	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃PCB等（特定有害）	
	自ら埋立処分を行いう 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃PCB等（特定有害）	
	全処理委託量	763.3 t	0 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	763.3 t	0 t	
	再生利用業者への 処理委託量	763.3 t	0 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組) 再資源化可能な処理業者を選定して、処理を委託した。				

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃PCB等（特定有害）		
②計画		全処理委託量	0 t	5.7 t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	5.7 t		
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t		
(今後実施する予定の取組)						
① PCBについては、PCB特措法によりPCB廃棄物の廃棄に務める。						
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和4年度）実績】				
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (利活化ビフェニル廃棄物を除く。)	763.3 t			
(今後実施する予定の取組等)						
引き続き、電子マニフェストの活用を行う。						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

→ : 廃棄物の流れ

□ : 委託処理の範囲

